

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について

平成 28 年 2 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 本改正の経緯

- 電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、一定規模以上の電気工作物について、当該電気工作物の工事、維持及び運用の責任者として「主任技術者」を選任することや、「保安規程」の届出を義務づけている。
- 平成28年4月1日付けで、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行され、発電事業者と異なる者が発電用の電気工作物を所有する場合や、現行の「一般電気事業者」が「発電事業者」及び「一般送配電事業者」に分社化する場合が想定されることから、主任技術者の選任や保安規程の取扱い等について定めるため、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107 商局第2号）」について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 発電事業者と異なる者が発電用の電気工作物を所有する場合について
発電事業者と異なる者が発電用の電気工作物を所有する場合は、発電事業者と当該電気工作物を所有する者等（以下「構成者」という。）が一体となって保安体制を構築し、当該電気工作物の工事、維持及び運用を行うこととし、構成者の連名により主任技術者を選任することとする。また、保安規程についても同様に、構成者の連名により定めることとする。
- 現行の「一般電気事業者」が「発電事業者」及び「一般送配電事業者」に分社化する場合について
現行の「一般電気事業者」が、改正法の施行に伴い「発電事業者」及び「一般送配電事業者」に分社化する場合であって、現行の「一般電気事業者」が改正法の施行の日の前に主任技術者の選任を行っている場合は、改正法の施行の日以降においても、「発電事業者」及び「一般送配電事業者」の連名により選任を行ったものとみなす。また、保安規程についても同様に、「発電事業者」及び「一般送配電事業者」の連名により定めたものとみなす。
ただし、改正法の施行の日以降に分社化し、かつ、主任技術者や保安規程を変更する場合は、新たに、主任技術者の選任を行い、保安規程を定めることとする。

3. 今後のスケジュール

平成28年2月～3月 パブリックコメント
平成28年4月 公布・施行